

目的

住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育する者、その他住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅（住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅等）への円滑な入居を促進するため、居住支援法人による住宅確保要配慮者の入居円滑化の取組み等を支援する。

居住支援法人活動支援事業の概要

（1）応募対象の事業

- ・ 入居までの支援（相談窓口の設置や不動産店への同行など民間賃貸住宅への円滑な入居支援）
- ・ 入居後の居住支援（定期的な見守りや緊急時対応、生活相談などの生活支援）
- ・ 附帯業務（新たな住宅セーフティネット制度の周知・普及や住宅の登録促進への協力に係る取組）

（2）応募要件

- ・ 居住支援法人であること
- ・ 地方公共団体または居住支援協議会と連携していること
- ・ 要配慮者向けの常設の相談窓口を設置していること
- ・ 要配慮者の居住支援に係る意欲的な取組みを行っていることと認められること

（3）平成30年度第二次公募に係る補助金の額

- ・ 居住支援法人の活動経費に対して単年度あたり300万円を限度に支援（補助率10/10）
- ・ 活動内容に応じて補助上限額を設定

平成30年度第二次公募について

- ・ 募集期間：平成30年10月24日（水）～11月12日（月）※居住支援活動推進事業室必着
- ・ 問合せ先：居住支援活動推進事業室
電話番号 03-6265-4905 メール ksk@swrc.co.jp
受付時間 10:00～17:00（土日曜、休祝日除く）
- ・ ホームページ：<http://snj-sw.jp/ksk.html>
※募集期間に合わせて、上記アドレスから応募様式のダウンロードが可能です。
詳しい情報は、第二次公募応募要領を参照ください。